

大分大学医学部附属病院ＣＣＵ部細則

平成２１年３月２５日制定

平成２１年医学部附属病院細則第４－２８号

（趣旨）

第１条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成１６年医学部規程第１－２２号）第１０条第６項の規定により、大分大学医学部附属病院ＣＣＵ部（以下「ＣＣＵ部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

（ＣＣＵ部長）

第２条 ＣＣＵ部長は、病院長の命を受け、ＣＣＵ部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

（ＣＣＵ部副部長）

第３条 ＣＣＵ部副部長は、ＣＣＵ部長を補佐し、ＣＣＵ部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（業務）

第４条 ＣＣＵ部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- （１） ＣＣＵ部の運営及び業務の企画に関すること。
- （２） 各診療科との調整に関すること。
- （３） その他ＣＣＵ部に関すること。

（運営会議）

第５条 ＣＣＵ部の運営に関する事項を審議するため、ＣＣＵ部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

２ 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （１） ＣＣＵ部長
- （２） ＣＣＵ部副部長
- （３） 診療科長又は副科長 ２人
- （４） 手術部長
- （５） 高度救命救急センター長又は高度救命救急センター副センター長
- （６） 看護部長
- （７） 担当看護師長
- （８） その他ＣＣＵ部長が必要と認めた者 若干人

３ 前項第３号、第５号及び第８号の委員は、病院長が指名する。

４ 第２項第３号、第５号及び第８号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５ 運営会議に議長を置き、ＣＣＵ部長をもって充てる。

６ 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

７ 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

８ 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

（雑則）

第６条 この細則に定めるもののほか、ＣＣＵ部の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

１ この細則は、平成２１年３月２５日から施行する。

２ この細則施行の前日に任命されている第５条第２項第３号、第５号及び第８号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第５条第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院ＣＣＵ部運営内規（平成１６年４月１日制定）は、廃止する。

附 則（平成２５年医学部附属病院細則第４－２５号）
この細則は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院細則第１－６号）
この細則は、平成２９年１月１日から施行する。